

◎新潟県告示第983号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市葛籠山字葛山698・平林字平林山1706の1・川部字櫻峯629・小岩内字薬師岳760（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛山698（国有林）、字平林山1706の1・字櫻峯629・字薬師岳760（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字滝原字上野357の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字山本字切ノ沢688（国有林）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字切ノ沢688（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市梨木字元山37の1・荒島字大山1261の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字元山 37 の 1 (国有林)、字大山 1261 の 1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課並びに村上市役所及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)